

第 146 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 6 年 10 月 10 日（木）11:15～12:41

■場 所：共用 1208 特別会議室

■出席者（敬称略）

＜消費者安全調査委員会＞

委員長：中川丈久

委員：宗林さおり、岡田就将、郷野智砂子、菅谷朋子、水流聡子、宮崎祐介

＜消費者庁＞

吉岡消費者庁次長、田中審議官、阪口消費者安全課長、塚越事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 委員挨拶
3. 委員長代理の指名
4. その他
5. 閉会

■議事概要：

1. 開会

○中川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまより、第 146 回消費者安全調査委員会を開催いたします。

私は、このたび消費者安全調査委員会の委員長を務めることになりました、中川でございます。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、第 7 期初回の委員会でございますので、吉岡消費者庁次長に御出席をいただいております。

つきましては、初めに吉岡消費者庁次長より御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○吉岡次長 いつもお世話になっております。消費者庁次長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。新しい体制になって第 1 回目でございます。本来は、長官の新井が出席して御挨拶をするべきところでございますけれども、今、海外出張をしておりますので、代わりに私のほうから御挨拶をさせていただきたいと思います。

本年の 10 月で、この消費者安全調査委員会は発足 13 年目を迎えております。本日は、第 7 期の初めての委員会開催となります。新しい委員の方々にも御出席をいただいております、初めての開催となっております。

本委員会では、委員会の発足以来、被害に遭われた方々に真摯に向き合いながら、1件ずつ丁寧に、事故の原因究明、再発防止策の提言に取り組まれてきたものと承知いたしております。

これまでの12年間におきましては、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒の事故ですとか、エレベーターの戸開走行事故を始め、直近では、トランポリンパーク等での事故など、22件の事案につきまして、最終報告を取りまとめていただき、関係行政機関に事故の再発防止策を提言いただいてきました。

本委員会のこれまでの御活動に、心からの敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

今後とも委員の皆様におかれましては、活発な御審議をいただきまして、より多くの事案について、事故から教訓を得て繰り返さないために、有意義な御提言をお取りまとめていただくことを強く期待しておるところでございます。

消費者にとりまして、安全・安心な社会の実現に向けて、委員の皆様のお力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○中川委員長 どうもありがとうございました。

吉岡次長は公務がございますので、ここで退席をされます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

2. 委員挨拶

○中川委員長 本日は、第7期の初回の委員会開催でございますので、委員の皆様からお1人ずつ、これまでの御経験、事故調査に関する考え方、また、本委員会における抱負なども含めて御挨拶をいただきたいと思います。

最初に私から申し上げて、その後「あいうえお」順で行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

といっても、私は先ほども挨拶をしましたので、特に付け加えることはございませんが、繰り返して強調すべきことがあるとすると、本委員会と、それから部会の組み合わせ方ですね。前期は前期なりの考え方でやってきたのですけれども、もう少し密接に組み合わせたほうがいいかなという反省点もございました。特に部会長や部会長代理を務められる委員におかれましては、両者の密接な関係といたしますか、それによって、できるだけ早く報告書が出せるようにということについては、御留意いただきたいと思います。

それでは、各委員の皆様からお願いしたいと思います。

まず、岡田委員からお願いします。

○岡田委員 皆様、初めまして、このたび委員を拝命いたしました、岡田就將と申します。

私は、この10月から新たな組織になりました、東京科学大学というところにおります。バックグラウンドは医師でありまして、小児科医の経験と、あと、一番長く経

験をさせていただいたのは、厚生労働省での医療行政への関わりとなります。

小児科のバックグラウンドとしては、大学病院や市中病院、そのほか、成育医療センターという国で一番大きい小児病院で、血液腫瘍の非常に厳しい患者さんの診療に当たらせていただきました。

厚生労働省に入りまして、本消費者行政業務に関わりの深いところかなと思うところとして申し上げますと、文部科学省に出向中には、子どもの学校におけるアレルギー対策、給食での問題とかいろいろありまして、その辺を、学校の現場の先生方と行政、また、厚生労働省もかなり関わりましたので、その辺の政策づくりに関与させていただいたりしました。

また、厚生労働省では、医薬品、また、ワクチンによる健康被害、その回復への行政施策の立案などにも関わらせていただいた経験がございます。

大学に入りましてからは、現在、厚生労働省の研究班で、先ほど HIFU のお話もありましたけれども、美容サロンなどでの施術の安全性の研究班の代表などをさせていただいているところがございます。

一方で、新たな医療をつくるという面も必要になりますので、現在、取り組んでいる研究としては、デジタルデバイスを使った新たな医療法とか、ヘルスケアの底上げといったところを研究テーマに取り組ませていただいております。

非常に臨床を通じて感じることは、病気を治すということが医者への役割になるわけですが、特に近年、小児医療の観点でいうと、やはりその生活の中での様々な、社会自体が複雑化していますので、そういう中に子どもたちがいて、その生活の中でいろいろな健康被害のリスクが高まっているなど。その相対的な課題への対応の比重が高まっていると。それは、臨床の現場の学会の方とかと話をしても、非常に感じるところでございます。

そういった意味では、このたび、非常に貴重な機会を頂きまして、微力ながら少しでも貢献できるように頑張っていきたいと考えております。

どうぞ、皆様、御指導よろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございました。

では、続きまして、郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。

全国消団連は、1956年に設立された消費者団体の全国的な連絡組織です。消費者の権利の実現と暮らしの向上、消費者団体の活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的として活動しております。

このたび、新しく委員に就任することとなりました。私自身は、自分が住んでいる神奈川の生活協同組合で、暮らしに関わる様々なテーマに取り組んでおりました。消費者が安心して暮らしていける社会に向けて、尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございました。

菅谷委員、お願いいたします。

○菅谷委員 菅谷です。本日、少し遅刻がありまして、申し訳ございませんでした。

私、こちらに弁護士、建築士ということで書かせていただいておりますが、弁護士としては、今、自分1人で事務所を構えて弁護士業をやっておりますが、バックボーンとして、長らくゼネコンに勤めて、建築の設計をずっとやっておりましたので、基本的に弁護士になってからも、専ら建築であったり、建設であったり、土木が少しという感じで、そういったテクニカルというか、技術的なところの案件のみをやっているという、少し変わり種の弁護士ではあります。

今、申し上げたとおり、建築士としての仕事の歴史のほうが少し長いものですから、今回、こちらの委員会は初参加させていただくのですが、前回の製品部会での臨時委員としてのお仕事であったり、その前の専門委員としてのお仕事なども、そういった建築、建物絡み、もしくはそういった公共の場所での安全性の問題と、技術的な問題というところに注力して、いろいろ意見等をさせていただいております。

現在かかっているところでも、そういった立体構造物の問題であったり、窓の問題と、そういった意外と安全に関わるところで、建物というところが深く関わっていることが、非常に身に染みて分かってきておりまして、そういった意味では、何かお役に立てることがあるのではないかなと思っております。

もちろん安全が大事だし、もちろん事故を防止していかなくてはいけないのだけれども、今、現にある技術であったり、規制というのが、やはり別なところの利益を守るために設定されているところもあるので、その辺の折り合いをどうつけていくかというところが、私の立ち位置なのかなと考えております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございました。

それでは、宗林委員、お願いいたします。

○宗林委員 宗林さおりと申します。

委員会は、これで2期目、その前に臨時委員ということで部会に属しておりました。

私の職歴というのは変ですけども、国民生活センターというところで、商品テストを本当に長年やっていました。自分でももちろん実験もしてはいたけれども、そのうち全体の製品安全も含めて、結構それを結果にまとめて、マスコミ公表という形で過ごしていた時間が大変長くございます。

そこでは、具体的に省庁にいろいろな物を申すのですけれども、なかなか法制度が変わったりとか、そういうことが中にはあるものもありますけれども、なかったのですが、この委員会では、具体的な成果が、基準が変わったりとか、医師法による医師によるものではないとできない施術みたいな17条の問題であったりとかということが変えられるということで、大変それをしっかりやっていきたいなと思っています。

個人的には、今、大学におりまして、薬学部にいますのですけれども、実はセルフメディケーションという言葉が、今、大変はやってというか、政府的にも国民医療費が、今、45兆円とかということで、全体的に健康寿命を2060年までに100歳とか、いろいろな政府方針が出まして、それにフレイルとか、認知症とかにならないで過ごすために、いろいろな道具をどう活用していくかというところで、食品から一般用医薬品とか、あるいはセルフメディケーションの税制の委員会に入っていたりということで、

少し前までは厚生労働省のほうで、コロナ関係のものを、新薬の承認とかでものすごく大変でしたけれども、今は、そういったことを、処方箋薬からの一般用医薬品へのスイッチ化ということに関わっております。

先ほど委員長がおっしゃったように、1期経験してみて、スピードアップを少し図るにはどうしたらいいかなということを、たびたび考えたことがございます。それには、やはり部会の資料、そして委員会の資料と、なかなかそこが、だんだんに積み上がっていくという感じが、なかなかスピーディーに進まなくて、同じ議論が、あるいはひっくり返ったり、その説明がうまく伝わらなかったりということがあるので、そこを最初から一貫して、もう少し委員会の思いも部会で受け止められるような形、逆にですね、そういう形も含めて、最終的な報告書が出るまでに、あるいは事務局のいろいろな省庁調整もあるでしょうから、そういうことの背景も含めて調整していくことが、やはり少し大事なかなと思ってございます。

ですので、そういうことに今回できれば、少しでも微力ですけれども努力していきたいと思っています。

そして、最後に一言ですけれども、委員会に女性がすごく多くてびっくりしましたし、女性の割合が（高く）、今こそ女性の生活者の時代だなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○中川委員長 ありがとうございます。

そうか、今期は、女性が多数派なのですね。今、初めて気付いた。というぐらい、むしろ一般的になってきている気もしますが。

では、水流委員、お願いします。

○水流委員 こんにちは、水流と申します。

私、第1期、最初の立ち上げのとき、専門委員を仰せつかりまして、最初の湯沸かし器のものをやったのですけれども、裁判所に行って書類を見せてもらったり、あの頃は、この庁舎でもなかったですし、どこかの間借りをしたところでやっていたのですけれども、すごい時代だったと思うのです。

結局、ずっと専門委員、それから委員、そして部会のほうも参加させていただいて、形が整ってきたなと思いますし、中川委員長になってからは、ずっと結構、委員長は、たしか3名ぐらいお目にかかっているのですけれども、中川委員長になってからは、やはり制度とか、法律とか、組織化して、それを国の知識とするためのレベルにまで上げていくという部分と、いや、それはそこまで上がらないねという部分としたときに、というすみ分けができてきたなど。

いろいろな法律だけではなくて、法律の下にデジュールというデジュール標準、デジュール規格がありますが、そういった JIS です。特に産業規格になりましたので、サービスも製品も扱えるということで、法の網をかける直前のところで、産業界自らが網をかけていくという形で、JIS 化していくという、あるいは JIS があるところは、その中身を修正していくという形、そして、その下にガイドというレベルでもいいと思いますし、それぞれの協議会の中の標準ガイドみたいな形にするとか、大体そういうすみ分けをしながら、きちんとそのルールをどこかに書き留めておくということが、

この委員会から出てきた報告書の活動全体を通して、何らかの布石がそこに落ちていくという構造がきれいに出来上がってきたなと思っています。

部会と委員会の関係というのも、いろいろあったようではありますが、私はその辺りはあまり意識せずに言っていたので、かき乱したのかもしれませんが、非常に意欲的な、熱心なというか、委員の先生方が多くて、私は非常に健全な公的財源を投資してもいい委員会であるし、部会活動であるなと思っています。

時間的には、長期にかかっていたのは、やはり積み上げていくとか、どのように整理するかといった共有する委員会内のルールみたいなものが、暗黙知でもいいのですが、その辺りが徐々に形成されてはきているので、成熟してきたということで、そろそろ多分、早く報告書を出すと、効率的に出していくというところができるのではないかとはいっているところです。

また、委員として努力してまいりたいと思いますので、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、最後、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 東京科学大学の宮崎と申します。

ちょっとまだ慣れないところがあるのですが、私は、専門としては工学ということで、特にバックグラウンドとしては、システム制御工学であるとか、機械工学ですね。そういったところをバックグラウンドとしておりまして、これまで自動車であるとか、家庭なり、生活環境、もしくはスポーツ、そうした事故における、その事故の発生の調査、発生メカニズム、もしくは工学的な観点からの予防ですね。そういったところに研究としては携わってきました。

本委員会との関係というところでは、最初はエスカレーター事故の専門委員として、当時、畑村先生とか持丸先生、そういったところで三現主義といったところで、当時の調査では割と現場に入り込んで、夜通し実験をしたりとか、そういうこともあって、割と最初は、そういったところで原因究明といったところでやってきました。

そこから、臨時委員として、特に製品部会の臨時委員として関わらせていただいて、今回初めて本委員会のほうの委員を拝命していただいたということになります。

あと、ほかの省庁といったところでは、自動車事故関連については、国土交通省関係で、自動車アセスメントに関わっていたりであるとか、そういったことをしてまいりました。

やはり消費者がより関わる消費者安全といった視点から見て、やはり大きな違いというか、特色というか、そういったところでは、やはり多様で様々なユーザーに直接関わってくるといった問題が非常に多くて、その中で特に視点としては、やはり要因の中でも特に製品環境に関わる設計とか、そういったところに、これまで貢献したいということで携わってきたといったところがございます。

一方、だんだん議論としても、やはり隙間を扱うことが非常に多い、ほかの例えば、自動車であるとか、そういったところの問題に対して、新しい製品、新しいサービス、そこで広がるユーザー、そういった中で、非常になかなか難しい隙間の案件を扱うと

いうのも非常に特徴だと思っております、そういった中で、やはり問題としては、法制みたいなところにも視点を向けつつ、私としても、この製品環境の工学的な設計という、そういったコアもありながら、よりシェアを広げて本委員会に貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○中川委員長 誠にありがとうございました。

高い専門性と、それから、やはり事故原因解明の御経験が非常にどの委員も深いといますか、とても筋肉質な委員になったような気がいたしますので、このまま突っ走っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員長代理の指名

○中川委員長 それでは、次の議題でございますが、消費者安全法第 21 条第 3 項に基づき、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理することとなっております。

指名させていただく委員でございますが、宗林委員にお願いしたいと思います。一番御経験が実は長いのではないかと思いますけれども、消費者安全調査委員会ができたときの安全課長でいらっしやいまして、私は宗林委員から、委員をやらないかと言われた次第です。今回は、指名し返しということで、委員長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宗林委員 謹んでお受けします。

冷や汗が出ました。申し訳ございません、その当時は。よろしくお願いいたします。

○中川委員長 こんなに長いお付き合いになるとは思いませんでしたけれども、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長、部会長代理等の指名でございます。

サービス等事故調査部会及び製品等事故調査部会につきましては、消費者安全調査委員会令第 1 条第 2 項により、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名することとされております。

また、同委員会令第 1 条第 3 項では、部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員のうちから委員長が指名することとされております。

以上の部会長及び部会長代理、部会に所属する委員並びに臨時委員等でございますが、本日はなくて、10 月中に指名し、事務局を通じて委員の方々にお伝えすることにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中川委員長 ありがとうございます。では、そのように準備をお願いいたします。

4. その他

(1) 個別事案である「木造立体迷路の床板の落下による事故」の調査進捗状況について、事務局より報告があった。

(2) 事故調査部会設置規程及び消費者安全調査委員会運営規程の改正があり、「製品等事故調査部会」については「事故調査第一部会」に、「サービス等事故調査

部会」については「事故調査第二部会」に、それぞれ名称が変更となった。

5. 閉会

文責：消費者庁事故調査室